

# 肝属川清流ルネッサンス 地域協議会 規約

## 第1条 目的

肝属川清流ルネッサンス 地域協議会（以下「協議会」という）は、肝属川上流域の鹿屋市域を対象に水質・水量の面で水環境改善の総合的な推進に寄与することを目的とし水環境改善緊急行動計画（以下「行動計画」という）を策定するものである。

## 第2条 協議会

協議会は、別表 - 1 に掲げる学識経験者、関係団体及び関係行政機関の代表を委員として構成する。

- 2 協議会に会長をおくこととし、会長は委員から選出するものとする。
- 3 会長は、協議会の会務を総括し、協議会の進行と運営にあたる。
- 4 協議会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 5 協議会の運営を円滑に行うため、下部組織として作業部会を置く。
- 6 会長は、必要があるときは委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第3条 協議事項

協議会は第1条の目的を達成させるため、次の事項を協議するものとする。

- 一 水質改善のための水質目標
- 二 水質改善対策手法
- 三 水質汚濁負荷発生源毎の負荷削減目標
- 四 各機関の役割分担
- 五 その他行動計画に関すること等の必要事項

## 第4条 作業部会

作業部会は、別表 - 2 に掲げる関係行政機関で構成する。

- 2 作業部会は、協議会の運営を円滑に行うため、第3条の協議事項に関する事前調整等を行う。
- 3 作業部会は、必要に応じて開催する。

## 第5条 事務局

協議会の事務局は、国土交通省大隅河川国道事務所及び鹿屋市とし、事務処理は国土交通省大隅河川国道事務所が行う。

## 第6条 規約の改正

本規約の改正は、協議会の決議を経なければならない。

## 第7条 その他

本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則 本規約は、平成16年2月10日より施行する。

平成23年9月30日より施行する。

## 肝属川清流ルネッサンス 地域協議会 委員名簿

別表 - 1

所属関係機関	役 職	氏 名
北九州市立大学 国際環境工学部 (水質)	教 授	楠田 哲也
鹿児島大学理学部 (水質、地球環境)	名誉教授	坂元 隼雄
鹿児島工業高等専門学校 (河川工学)	名誉教授	疋田 誠
鹿児島工業高等専門学校 (都市計画)	名誉教授	平田 登基男
鹿児島大学水産学部 (魚類)	教 授	四宮 明彦
鹿屋市町内会連絡協議会 (地元関係)	会 長	串田 輝男
鹿屋市衛生自治団体連合会 (地元関係)	会 長	小林 宗生
鹿屋市中央生活学校 (地元関係)	委員長	浅井 ミヨ
鹿児島きもつき農業協同組合 (農業関係)	組合長	有里 正心
鹿屋商工会議所 (事業関係)	会 頭	坪水 徳郎
鹿屋青年会議所 (事業関係)	理事長	足立 浩一
鹿屋市校長協会 (教育関係)	会 長	堂園 敏明
鹿児島県土木部河川課 (河川関係)	課 長	内 達郎
鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室 (下水道関係)	室 長	兒玉 利貞
鹿児島県農政部畜産課 (畜産糞尿処理関係)	課 長	北野 良夫
鹿児島県農政部農産園芸課 (澱粉関係)	課 長	新坂 伸一
鹿児島県農政部食の安全推進課 (生産環境係)	課 長	井多原 章一
鹿児島県環境林務部環境保全課 (水質汚濁規制関係)	課 長	寶未 俊一
鹿屋市 (総合行政)	市 長	嶋田 芳博
国土交通省大隅河川国道事務所 (河川管理者)	所 長	國友 優

## 肝属川清流ルネッサンス 地域協議会 作業部会名簿

別表 - 2

所属関係機関	委員名（役職）
国土交通省大隅河川国道事務所	副所長
国土交通省大隅河川国道事務所河川管理課	課 長
鹿児島県土木部河川課	技術補佐
鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室	技術補佐
鹿児島県農政部畜産課	技術補佐
鹿児島県農政部農産園芸課	技術補佐
鹿児島県農政部食の安全推進課	技術補佐
鹿児島県環境林務部環境保全課	技術補佐
鹿児島県大隅地域振興局建設部河川港湾課	課 長
鹿児島県大隅地域振興局農林水産部農政普及課	課 長
鹿児島県大隅地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課	課 長
鹿児島県肝属家畜保健衛生所衛生課	課 長
鹿屋市建設部道路建設課	課 長
鹿屋市上下水道部下水道	課 長
鹿屋市農政部畜産林務課	課 長
鹿屋市市民環境部生活環境課	課 長
国土交通省大隅河川国道事務所調査第一課	課 長